

自動車駐車場使用細則様式第2 自動車駐車場使用契約書(第9条第1項関係)

自動車駐車場使用契約書

(契約の締結)

第1条

茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合(以下「甲」という。)と茅ヶ崎グリーンハイツ
号棟 号室 区分所有者等 (以下「乙」という。)とは、
茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理規約(以下「規約」という。)第14条第1項及び茅ヶ崎グリーン
ハイツ自動車駐車場使用細則(以下「本細則」という。)第9条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎
グリーンハイツ自動車駐車場(以下「自動車駐車場」という。)に乙又は乙が指定する自動車
駐車場使用者(以下「自動車駐車場使用者」という。)の保有する自動車を駐車するため、以
下の条項により自動車駐車場使用契約を締結した。

(駐車区画の番号)

第2条

乙又は自動車駐車場使用者が使用する自動車駐車場の表示については、次に定めるとお
りとする。駐車区画番号の位置は、本細則第11条第2項で規定する駐車区画図に示す。

自動車駐車場の表示(区画番号) _____

(駐車する自動車)

第3条

乙又は自動車駐車場使用者が自動車駐車場に駐車する自動車(以下「契約自動車」とい
う。)は、次に記載するものに限る。

- 一 車 名 _____
- 二 排 気 量 (cc) _____
- 三 最大車両長×最大車両幅(m) _____ × _____
- 四 自動車登録番号標 _____
- 五 自動車使用者(連名可) _____
- 六 自動車の用途等 _____

2 乙及び自動車駐車場使用者は、本細則第12条第4項に規定する書面で届け出ることによ
り、契約自動車を変更することができる

(契約期間)

第4条

契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、乙が規約第14条第6項及び第7項に規定する譲渡又は貸与をしたときはその譲渡
又は貸与があった時に、若しくは本細則第15条から第17条までの規定に基づき契約が解
除あるいは解約があったときには直ちにこの契約は効力を失う。

(駐車場使用料)

第5条

乙は、本細則第13条に定める駐車場使用料を本細則第14条に定めるところにより甲に支払
わなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、駐車場使用料の額、支払方法その他の自動車駐車場の管
理又は使用に関する事項(これらの変更に関する事項を含む。)について総会の決議があっ
たときは、自動車駐車場使用者は、これに従わなければならない。

(保管等の責任及び義務)

第6条

自動車駐車場における契約自動車の保管等については、乙及び自動車駐車場使用者の責
任において行わなければならない。

2 天災地変、不可抗力、その他直接甲の責に帰することにならない事情により乙又は自動
車駐車場使用者の契約自動車が損害を受けても甲は何ら責任を負わない。

3 乙及び自動車駐車場使用者は、本細則第17条に示す禁止事項及び駐車場とその周辺
において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 自動車駐車場は、車両の駐車以外の目的で使用しないこと。
- 二 茅ヶ崎グリーンハイツ内においては、徐行し、安全運転をすること。
- 三 自動車駐車場及びその付近においては、アイドリングや開閉音の低減等騒音の防止
並びに悪臭の発生、塗料等の飛散の防止に努めること。
- 四 自動車駐車場においては、指定の場所に整然と駐車すること。
- 五 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。

- 六 自動車から離れるときは、事故防止のため駐車ブレーキを確実にかけ、必ず施錠をすること。
- 七 自動車駐車場に引火物、危険物等を持ち込まないこと。
- 八 自動車駐車場及びその付近にバッテリー、タイヤ、廃棄物等及びその他の物品を放置しないこと。
- 九 自動車駐車場に構造物の構築及び設置をしないこと。
- 十 茅ヶ崎グリーンハイツ内の不法駐車の排除に積極的に協力すること。
- 十一 茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合の指示に従うこと。

(事故解決等の責任)

第7条

茅ヶ崎グリーンハイツの敷地内において、契約自動車により事故及び紛争が発生したときは、乙及び自動車駐車場使用者は、誠実にその解決または処理にあたらなければならない。

(共同使用者への契約の準用)

第8条

茅ヶ崎グリーンハイツ内の居住者で乙及び自動車駐車場使用者と同居する者が、第3条で記載した契約自動車を乙及び自動車駐車場使用者と共同で使用し、かつ自ら運転する場合は、自動車使用者名欄と共同使用者名欄にあらかじめ記載された者に限り、本契約を準用する。ただし、共同使用者は自動車駐車場使用者になることはできない。

(細則に定めなき事項)

第9条

この契約の解約、解除、駐車場使用料の納入その他この契約書に定めのない事項については、規約または本細則の定めるところによる。

甲と乙は、以上のとおり自動車駐車場使用契約を締結したことを証するため、この契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保管する。

年 月 日

甲	茅ヶ崎グリーンハイツ団地管理組合	
	理 事 長	印
乙	住戸番号 _____	号棟 _____ 号室 _____
	使用契約者 (区分所有者等)	_____ 印
	自動車駐車場使用者	_____ 印
	区分所有者等との関係 (共同使用者名)	_____
	共同使用者1	_____ 印
	共同使用者2	_____ 印

■管理組合記入欄

受付日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日

受付番号： _____

管理員	理事長
-----	-----